

2026年7月3日

2026年6月29日に追加で行われた日本企業の輸出規制リスト及び監視リスト掲載について

中華人民共和国商務部(以下「商務部」といいます。)は、2026年2月24日に「輸出規制リスト(管控名单)(20エンティティ)」及び「監視リスト(关注名单)(20エンティティ)」を公布・即日施行していましたが、2026年6月29日、これらを更に拡大する公告として、「中華人民共和国輸出管理法」(以下「法」といいます。)及び「中華人民共和国两用物項輸出管制条例」(以下「条例」といいます。)に基づき、「商務部公告2026年27号」<sup>i</sup>(以下「第27号公告」といいます。)及び、「商務部公告2026年28号」<sup>ii</sup>(以下「第28号公告」といいます。)を公布し、即日施行しました。

今回新たに計40の日本の企業・団体が追加されたことで、規制・監視対象は合計80エンティティとなりました。

今回の追加公告では、防衛省防衛研究所などの公的研究機関のほか、大手電機・重工グループの傘下企業など20エンティティが「輸出規制リスト(管控名单)」に追加され、中国原産の两用物項(デュアルユース物品)の輸出・移転が即時禁止されました。また、これとは別に、大手電機・建機メーカーのグループ会社など20エンティティが「監視リスト(关注名单)」へ新たに追加され、輸出審査の大幅な厳格化が課されています。

本ニューズレターは、輸出規制リスト及び監視リストに掲載された日本企業及びその取引先においては、速やかな対応を検討する必要があります。まずはこれらの内容を迅速に把握することが重要と考えられることに鑑み、第27号公告及び第28号公告の内容を法的観点から整理のうえ紹介するものです。

第27号公告及び第28号公告の概要は以下の通りです。なお、「規制内容」は、あくまでも公告に記載される内容ですが、前述の通り、これらの公告は、商務部が、法及び条例に基づきリストに追加したものであるため、「規制内容」に記載される以外に、法や条例に基づく規制や義務、罰則等が適用される可能性があります<sup>iii</sup>。

第27号公告	
概要	輸出管理規制リストへの日本のエンティティ20社の追加
規制内容	① 輸出事業者が20社のエンティティに対しデュアルユース品を輸出することを禁止する。 ② 中国境外の組織及び個人が、中華人民共和国原産のデュアルユース品を、20社のエンティティに移転または提供することを禁止する。 ③ 現在進行中の関連活動は直ちに停止しなければならない。
指定された20社	1. 防衛研究所(National Institute for Defense Studies) 〒162-8808 東京都新宿区市谷本村町5-1 2. 陸上装備研究所(Ground Systems Research Center) 〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54 3. 艦艇装備研究所(Naval Systems Research Center) 〒153-8630 東京都目黒区中目黒2-2-1 4. 航空装備研究所(Air Systems Research Center) 〒190-8533 東京都立川市栄町1-2-10 5. 日鋼特機株式会社(NIKKO TOKKI Co., Ltd.) 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー1005号 6. 日鋼YPK商事株式会社(NIKKO-YPK SHOJI Co., Ltd.) 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番1号 ゲートシティ大崎ウエストタワー10階 7. 三菱電機ディフェンス&スペーステクノロジー株式会社(Mitsubishi Electric Defense and Space Technologies Corporation) 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目15番9号

【執筆者】 [パートナー弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国法弁護士 常 偉](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>



8.	三菱電機ソフトウェア株式会社 (Mitsubishi Electric Software Corporation) 〒105-5129 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル南館 29階
9.	三菱電機エンジニアリング株式会社 (Mitsubishi Electric Engineering Company, Limited) 〒108-0014 東京都港区芝5-34-2 ミタマチテラス
10.	三菱プレジジョン株式会社 (Mitsubishi Precision Company, Limited) 〒108-0075 東京都港区港南一丁目6番41号 芝浦クリスタル品川8階
11.	エムエイチアイオーシャニクス株式会社 (MHI Oceanincs Co., Ltd.) 〒854-0065 長崎県諫早市津久葉町6-53
12.	MHI さがみハイテック株式会社 (MHI Sagami High-tech, Ltd.) 〒252-5293 神奈川県相模原市中央区田名3000番
13.	株式会社エムエイチアイロジテック (MHI Logitec Co., Ltd.) 〒485-0826 愛知県小牧市大字東田中1200番地
14.	光和興業株式会社 (KOWA KOGYO, Ltd.) 〒850-0862 長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル8階
15.	菱重特殊車両サービス株式会社 (MHI Special Vehicles Parts Supply & Technical Service Co., Ltd.) 〒160-0001 東京都新宿区片町4番3号 (曙橋 SHK ビル 3階)
16.	MHI マリテック株式会社 (MHI Maritech, Co., Ltd.) 〒850-8610 長崎県長崎市飽の浦町1-1
17.	株式会社ケージーエム (Kawajyu Gifu Manufacturing Co., Ltd.) 〒504-0971 岐阜県各務原市川崎町1番地
18.	日本飛行機株式会社 (NIPPI Corporation) 〒236-8540 神奈川県横浜市金沢区昭和町3175番地
19.	株式会社Fortunio (Fortunio Co., Ltd.) 〒152-0012 東京都目黒区洗足2-16-19
20.	青木精密工業株式会社 (Aoki Seimitsu Kogyo Co., Ltd.) 〒333-0816 埼玉県川口市差間3-38-12

	ならない。 ② 個別輸出許可を申請する際には、当該エンティティに対するリスク評価報告書を提出するとともに、デュアルユース品を「日本の軍事力強化に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による確約」を提出しなければならない。 ③ 許可審査期間は、条例17条1項に定める期間の制限(45営業日)を受けない。
指定された20社	1. 株式会社三井E&S (MITSUI E&S Co., Ltd.) 〒104-0045 東京都中央区築地5丁目6番4号 2. 三井物産エアロスペース株式会社 (Mitsui Bussan Aerospace Co., Ltd. Maintenance Center) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目8-2 鉄鋼ビルディング22階 3. テラドローン株式会社 (Terra Drone Corporation) 〒150-0036 東京都渋谷区南平台町2-17 A-PLACE 渋谷南平台4階 4. ACSL 株式会社 (ACSL Ltd.) 〒134-0086 東京都江戸川区臨海町3-6-4 ヒューリック葛西臨海ビル2階 5. 三菱原子燃料株式会社 (Mitsubishi Nuclear Fuel Co., Ltd.) 〒319-1197 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1 6. 日本原燃株式会社 (Japan Nuclear Fuel Limited) 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4番地108 7. 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 (Fujitsu Network Solutions Limited) 〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5 JR川崎タワー 8. 株式会社日立アドバンスシステムズ (Hitachi Advanced Systems Corporation) 〒244-0817 神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地 9. コマツ産機株式会社 (Komatsu Industries Corporation) 〒920-0225 石川県金沢市大野町新町1番地1 10. コマツNTC株式会社 (Komatsu NTC Ltd.) 〒939-1502 富山県南砺市野尻641 11. 沖電気工業株式会社 (OKI Electric Industry Co., Ltd.) 〒105-8460 東京都港区虎ノ門1-7-12 12. 株式会社OKIコムエコーズ (OKI Com-Echoes Co., Ltd.) 〒410-0873 静岡県沼津市大諏訪字薊原681-1 13. OKIサーキットテクノロジー株式会社 (OKI Circuit Technology Co., Ltd.) 〒997-0011 山形県鶴岡市宝田1丁目15番68号

第28号公告	
概要	監視リストへの日本のエンティティ20社の追加
規制内容	① 輸出事業者が20社のエンティティに対してデュアルユース品を輸出する場合、一般輸出許可を申請したり、登録情報提出方式で輸出証明書を取得したりしては



- |   |
|---|
| 14. OKI ネクステック株式会社 (OKI Nextech Co., Ltd.) 〒359-1153 埼玉県所沢市大字上山口 1 番地                   |
| 15. OKI エンジニアリング株式会社 (OKI Engineering Co., Ltd.) 〒179-0084 東京都練馬区氷川台 3-20-16            |
| 16. 株式会社 YDK テクノロジーズ (YDK Technologies Co., Ltd.) 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-23-13 南新宿 JEBL |
| 17. 日本電磁測器株式会社 (Nihon Denji Sokki Co., Ltd.) 〒190-0031 東京都立川市砂川町 8 丁目 59 番地の 2          |
| 18. 豊和工業株式会社 (Howa Machinery, Ltd.) 〒452-8601 愛知県清須市須ヶ口 1900 番地 1                       |
| 19. 細谷火工株式会社 (Hosoya Pyro-Engineering Co., Ltd.) 〒197-0801 東京都あきる野市菅生 1847 番            |
| 20. 藤倉航装株式会社 (The Fujikura Parachute Co., Ltd.) 〒142-0063 東京都品川区荏原 2 丁目 4 番 46          |

【第 27 号公告仮訳】

「中華人民共和国輸出管理法」及び「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」等の法律・法規の関連規定に基づき、国家安全と利益を維持し、不拡散等の国際的義務を履行するため、防衛研究所等の日本の軍事力強化に関する日本の 20 社のエンティティを、輸出管理規制リスト（別紙参照）に追加し、以下の措置を講じることを決定する。

一、輸出事業者が上記 20 社のエンティティに対しデュアルユース品を輸出することを禁止し、中国境外の組織及び個人が、中華人民共和国原産のデュアルユース品を、上述した 20 社のエンティティに移転または提供することを禁止する。現在進行中の関連活動は直ちに停止しなければならない。

二、特別な事情により輸出がどうしても必要である場合は、輸出事業者は商務部に申請を提出しなければならない。

本公告は公布の日から正式に施行する。

別紙：輸出管理規制リスト（2026 年 6 月 29 日付）

商務部

2026 年 6 月 29 日

以下に、第 27 号公告及び第 28 号公告の原文及び仮訳（指定されたエンティティが記載されている別紙は省略）を掲載します。

【第 27 号公告原文】

根据《中华人民共和国出口管制法》和《中华人民共和国两用物项出口管制条例》等法律法规有关规定，为维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，决定将防卫研究所等参与提升日本军事实力的 20 家日本实体列入出口管制管控名单（见附件），并采取以下措施：

一、禁止出口经营者向上述 20 家实体出口两用物项，禁止境外组织和个人将原产于中华人民共和国的两用物项转移或提供给上述 20 家实体；正在开展的相关活动应当立即停止。

二、特殊情况下确需出口的，出口经营者应当向商务部提出申请。

本公告自公布之日起正式实施。

附件：出口管制管控名单（2026 年 6 月 29 日）

商务部

2026 年 6 月 29 日

【第 28 号公告原文】

根据《中华人民共和国出口管制法》和《中华人民共和国两用物项出口管制条例》等法律法规有关规定，决定将三井 E&S 株式会社等无法核实两用物项最终用户、最终用途的 20 家日本实体列入关注名单（见附件）。

出口经营者向上述实体出口两用物项，不得申请通用许可或者以登记填报信息方式获得出口凭证；申请单项许可时，应当提交对列入关注名单实体的风险评估报告，并提供不将两用物项用于一切有助于提升日本军事实力用途的书面承诺。许可审查期限不受《中华人民共和国两用物项出口管制条例》第十七条第一款规定期限的限制。

商务部将对关注名单中实体的两用物项出口实施更严格的最终用户和最终用途审查，涉日本军事用户、军事用途，以及一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途出口不予批准。

列入关注名单的实体根据《中华人民共和国两用物项出口管制条例》第二十六条规定，履行配合核查义务的，可申请移出关注名单。商务部核实后，可以将其移出关注名单。

本公告自公布之日起正式实施。

附件：关注名单（2026 年 6 月 29 日）

商务部

2026 年 6 月 29 日



【第 28 号公告仮訳】

「中華人民共和国輸出管理法」及び「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」等の関連法規に基づき、株式会社三井E&S等の、デュアルユース品の最終ユーザー・最終用途の確認をすることができない 20 社のエンティティを監視リストに追加することを決定する（別紙参照）。

輸出事業者が、上記エンティティに対しデュアルユース品を輸出する場合、一般許可を申請したり、登録情報提出方式で輸出証明書を取得したりすることはできない。個別許可を申請する際には、監視リストに掲載されたエンティティに対するリスク評価報告書を提出するとともに、日本の軍事力強化に寄与する一切の用途に使用しない旨の書面による確約を提供しなければならない。許可審査期間は「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」第十七条第一項に定める期間の制限を受けない。

商務部は、監視リストに掲載されたエンティティへのデュアルユース品輸出に対し、最終ユーザー及び最終用途のより厳格な審査を実施し、日本の軍事ユーザー・軍事用途及び、日本の軍事力強化に寄与するその他全ての最終ユーザー・用途への輸出は承認しない。

監視リストに掲載されたエンティティが、「中華人民共和国両用物項輸出管理条例」第二十六条の規定に基づき、検証協力義務を履行した場合は、監視リストからの除外を申請できる。商務部の確認後、当該エンティティを監視リストから除外することができる。

本公告は公布の日から正式に施行する。

別添：監視リスト（2026 年 6 月 29 日）

商務部

2026 年 6 月 29 日

<sup>i</sup> [商务部公告 2026 年第 27 号 公布将 20 家日本实体列入出口管制管控名单](#)

<sup>ii</sup> [商务部公告 2026 年第 28 号 公布将 20 家日本实体列入关注名](#)

[单](#)

<sup>iii</sup> 以下の別紙記載の会社の住所等には誤りがあるものが含まれているが、誤りは訂正せずに翻訳している。